

長崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例

平成18年12月18日

条例第4号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。